

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和元年 6 (2019年) 日(木)

> No. 14944 1部370円 (税込み)

> > 行 所

一般財団法人 経済 産業 調査 会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

目 次

☆中国2017年知財に関する重要判例(1)・完 周知商品特有の包装・装飾事件における司法判定についての考察 (1)

中国2017年知財に関する重要判例⑴・完

周知商品特有の包装・装飾事件における 司法判定についての参察

─王老吉v.加多宝の周知商品特有の包装・装飾紛争事件─

林達劉グループ¹ 北京魏啓学法律事務所 著者:魏 啓学、陳傑、李琦

目 次

はじめに

I 事件の概要

1. 基本情報

2. 事件の経緯

本件の争点に関する判示

淳

渡邊

中川

村尾

桐内

長﨑さ

Ⅲ 周知商品特有の包装・装飾事件の司法判定につ

いて

おわりに



知的財産ビジネス支援の専門職集団 許

特 務法 所 围

浩志 (副所長) 史郎* 福田清武 清堀坂針永高河内中江(武江手間田橋野田村口) 千鶴* 英博 淳 和敬 **江御上片本木加** 口橋野倉合村藤 優子 正博孝治

広規* | 詳述 | 博道* 宣田

所長 · 弁理士 · 博士 (工学) 【電気電子担当弁理士】 美濃 好美* 佐久間顕治* 小早川千佳子 山口 真紀* 奈奈明子 和幸

後藤 稔 及縣 松 八田 進一 眞尾 高志 【化学材料担当弁理士】 和詳(副所長) 尚幸 下田世津子*
小林 美貴*
設楽 修一 成四早長前, · 二二。 有上宫 時 西中 宏明 楢原 達也 益子雄治郎 巌 庄一 左郎 会 松村 宏紀 立花喜美江 小倉 あス 上條由紀子* 橫尾

土井 徹也. 【商標意匠担当弁理士】 関阜 昌子* 樋熊美智子*

【バイオ医薬担当弁理士】

美穂 裕子* 彰子

で 優子* なえ*

知愛

招子

【米国特許弁護士】 シェルダン・モスチャド・ヘリング 【中国弁理士】 昭

董林 雅倩 【韓国弁理十】

【弁護士】 中野 · 浩和

*特定侵害訴訟代理業務付記

はじめに

本件は中国最高裁判所により発表された2017年中 国裁判所の代表的な知的財産事件10件の1つであり、 周知商品特有の包装・装飾に係る事件の代表例であ る。本件は「王老吉」赤色缶入りハーブティーとい う周知商品特有の包装・装飾に係る権利の帰属問題 と、当事者の両社がそれぞれ製造・販売した赤色缶 入りハーブティー商品の包装・装飾は権利侵害に該 当するかとの問題がポイントであった。一審裁判所 は、「王老吉」赤色缶入りハーブティーの包装・装飾 の権利所有者が広薬グループであり、広薬グループ のライセンスを受けた大健康社が製造・販売した赤 色缶入りハーブティーは侵害に該当しないと認める とともに、加多宝社が製造・販売した一方側に「王 老吉」、他方側に「加多宝」を表示した赤色缶入り ハーブティー及び両側に「加多宝」を表示した赤色 缶入りハーブティーはいずれも侵害に該当すると判 断した上で、加多宝社に対して侵害差止め、影響解 消、損害賠償を命令し、加多宝社の訴訟上の請求を 棄却した。ところが、最高裁判所は終審判決におい て、「広薬グループ及びその前身、加多宝社及びそ の関連会社はいずれも、本件包装・装飾の権利の形 成、発展及びのれんの確立についてそれぞれ積極的 な役割を果たしたため、本件包装・装飾の権利を完 全に片方の所有物とすると、明らかに不公正な結果 となり、しかも社会公衆の利益を害するおそれがあ る。したがって、本件周知商品特有の包装・装飾の 権利は、信義則を守り、消費者の認識を尊重し、かつ、 他人の適法な権利を損なわないことを前提として、 広薬グループと加多宝社が共有することができる。」 と判示し、相手方の製造・販売した赤色缶入りハー ブティー商品が他人の周知商品特有の包装・装飾の 無断な使用に該当するとした広薬グループ及び加多 宝社の主張はいずれも成立せず、広薬グループ及び 加多宝社の訴訟上の請求をすべて棄却する旨を判決 した。現在、製品の実際の製造者が商標権者ではな いことがよくある。包装・装飾に係る権利の帰属に 関する本件の判定は、実務における権利帰属の判断 について重要な意味を有する。本稿において、本件 の経緯及び争点を紹介し、特有の包装・装飾に関す る司法判定及び実務上の注意点について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

● 加多宝社v.広薬グループ

- 一審原告(二審上訴人): 広東加多宝飲料食品 有限公司(以下、「加多宝社」という。)
- 一審被告(二審被上訴人): 広州王老吉大健康 産業有限公司(以下、「大健康社」という。) 判決の情報
- 一審 広東省高等裁判所(2013) 粤高法民三初 字第1号
 - 二審 中国最高裁判所 (2015) 民三終字第2号

● 広薬グループv.加多宝社

- 一審原告(二審被上訴人): 広州医薬集団有限 公司(以下、「広薬グループ」という。)
- 一審被告(二審上訴人): 広東加多宝飲料食品 有限公司

判決の情報

- 一審 広東省高等裁判所(2013) 粤高法民三初 字第2号
 - 二審 中国最高裁判所(2015)民三終字第3号

2. 事件の経緯

「王老吉」は1828年に王澤邦氏により創設されたハーブティーのブランドである。様々な事情の関係で、「王老吉」商標等の無形資産は、1970年代から国有資産となり、後に国有企業である広薬グループの所有となった。加多宝社は1995年から赤色缶入りの「王老吉」ハーブティーを製造し、1997年に広薬グループと「王老吉」商標の使用許諾契約を締結した。加多宝社は「王老吉」ハーブティーの宣伝に大きな力を入れ、全国にわたって普及させた結果、2008年のときに「王老吉」というブランドの価値は1000億人民元を超えていると評価された。

一方、2001年~2003年にさらに締結された「王 老吉」商標の使用を2020年まで加多宝社に許諾す る旨の契約は、2011年の仲裁及び2012年の裁判を 経て無効となった結果、加多宝社は「王老吉」商 標の使用権を失った。その後、加多宝社は「王老 吉」商標の使用を徐々に諦め、赤色缶入りハーブ ティーの宣伝に取り組んでいた。2012年6月、広